

令和3年11月1日

面会者様各位

きせがわ病院長

新型コロナウイルス感染症に基づく緊急事態宣言解除に伴い 面会制限一部緩和のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、入院患者さんへの面会にご遠慮いただいていたおりましたが、緊急事態宣言解除により 面会制限を一部緩和いたします。

11月1日より

- 新型コロナワクチン接種記録と本人と確認できるものが提示できる方。
- 検温や接種記録本人確認ができましたら面会者全員に検温済みシールを貼らせていただきます。
- 面会時間は平日(祝日除く)の 14時～17時までの間で短時間(10分程度)にてお願いします。
- 県内面会者のみ病棟への移動は、1人の患者様につき週1回最大2名までとなります。
- 面会者は、静岡県にお住まいのご家族とさせていただきます。
- ご家族の方でも 県外移動者で14日以内の方は、引き続き病棟への移動は禁止させていただきます。
- 県外のご家族様につきましては病院より連絡があった場合のみ面会となります。
- 来院時は、受付で検温・手指消毒をお願いします。
- 面会時、マスクの着用をお願いします。
- 患者様への接触はお避け下さい。
- 今後、オンライン面会は県外のご家族様のみとなります。(週1回1家族)

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により上記、内容を随時変更させていただきます。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。